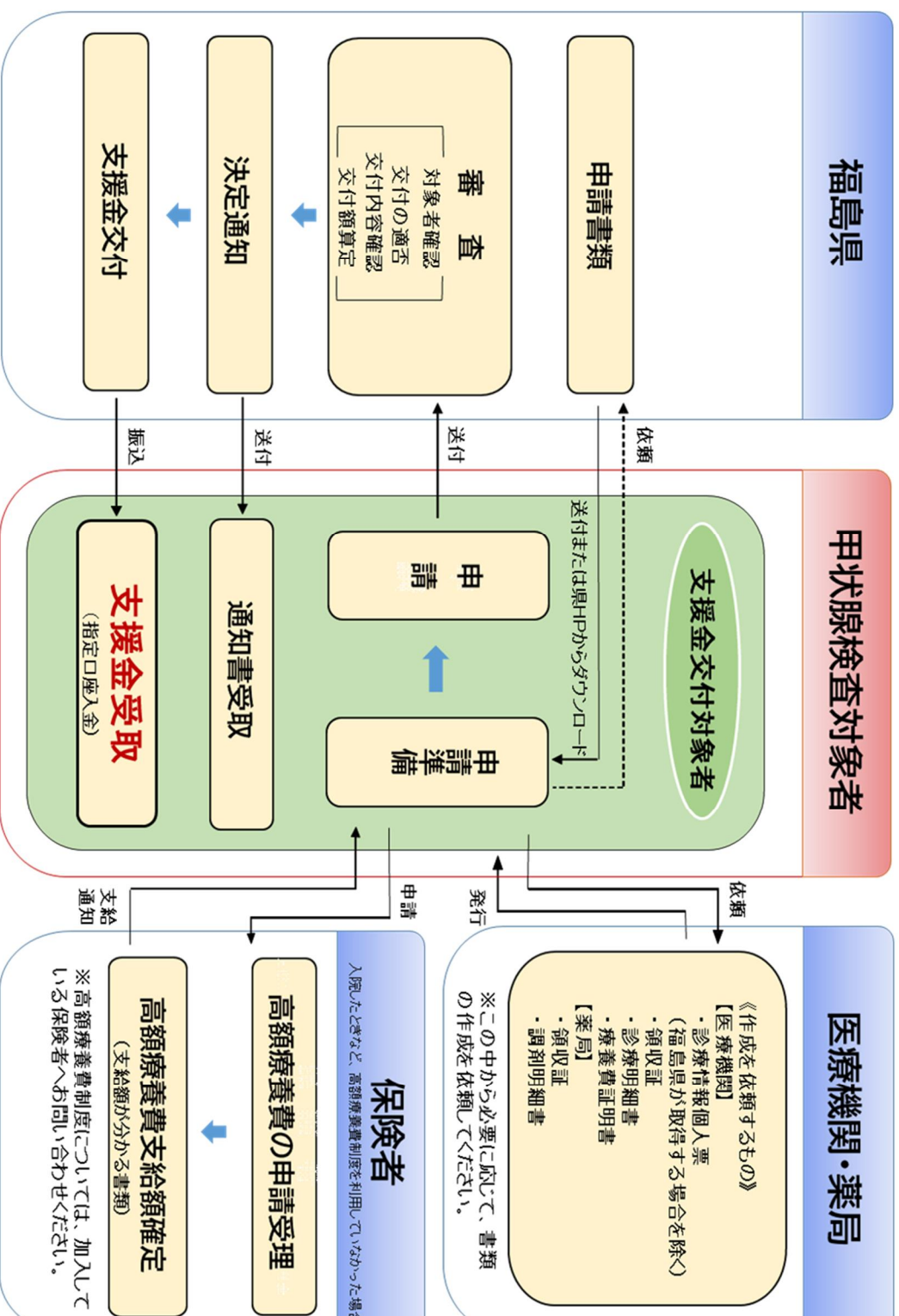


県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金交付の流れ



県民健康調査
甲状腺検査サポート事業
のお知らせ

福島県



事業目的

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、事故当時概ね 18 歳以下の県民の方を対象に県民健康調査甲状腺検査を実施しています。

この事業では、県民健康調査甲状腺検査後に生じた経済的負担に対して支援を行うとともに、保険診療に係る診療情報を県民健康調査の基礎資料として活用させていただき、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることとしています。

事業概要

対象者の方に支援金を交付します。

対象者の方の県民健康調査甲状腺検査後の治療等に関する情報を活用し、県民の皆様の健康の維持、増進を図ります。

対象者

次の(1)及び(2)の項目全てに該当している方が対象になります。ただし、他の公的制度（県や市町村が実施する「こどもの医療費助成事業」、「生活保護」等）により医療費の全額助成を受けている方は対象になりません。

- (1) 県民健康調査甲状腺検査を受けていること（ただし、検査を受けていないことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない）。
- (2) 甲状腺しこり等（結節性病変）があり、医療機関で当該病変に係る保険診療を受けていること。

申請できるもの

- ・甲状腺がん（疑い）に係る保険診療の医療費（実際の自己負担分になります。）
- ・本申請で発生した診療情報個人票の文書作成料、戸籍抄本等の発行手数料、郵便料等

申請に必要な書類（以下の書類をご準備のうえ、記載の提出先までお送りください）

<<初回申請時に必ず提出していただくもの>>

- ◎県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金申請書【別紙様式 1－1 又は 1－2】
- ◎診療情報個人票【別紙様式 2】
- ◎同意書【別紙様式 3】
- 「領収証コピー」（医療機関が発行したもの）
- 「診療明細書コピー」（医療機関が発行したもの）
- 預金通帳のコピー（機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義が確認できる部分）
- 受診者の方の健康保険証コピー
（保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングを施したもの）

なお、一部の医療機関*で受診した方は、申請書【別紙様式 1－2】を使用することで、診療情報個人票【別紙様式 2】の提出を省略することができます。福島県が代わって医療機関から直接取得します。

また、健康保険証のコピーが提出できない方は以下の書類のいずれかをご提出ください。

（保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングを施したもの）

- 資格確認書のコピー
- 資格情報のお知らせのコピー
- マイナポータルの健康保険証情報のスクリーンショットを印刷したもの

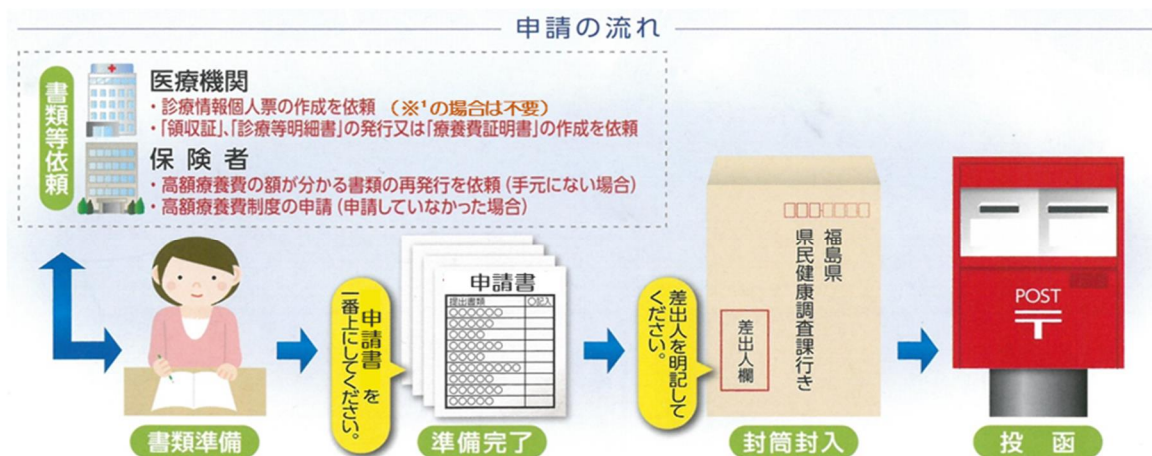
<<必要に応じて提出していただくもの>>

- 「領収証コピー」(薬局が発行したもの)【薬の処方がある場合】
- 「調剤明細書コピー」(薬局が発行したもの)【薬の処方がある場合】
- 別添様式「療養費証明書」(医療機関、薬局に依頼し発行してもらう。)
【「領収証・診療明細書・調剤明細書のコピー」が提出できない場合】
- 申請者と法定代理人の関係が確認できる書類①
戸籍抄本 等 (続柄がわかるもの)【申請者(受診者)が未成年者の場合】
ただし、受診者の方の保険証コピーで確認できる場合は提出不要です。
- 申請者と法定代理人の関係が確認できる書類②
登記事項証明書 等【申請者(受診者)に対し、後見人が選任されている場合】
- 高額療養費の支給額が確認できる書類
支給決定通知書コピー 等【高額療養費が支給された場合】
ただし、限度額適用認定証を病院窓口に提示された場合は提出不要です。
- 委任状【申請者(受診者)・法定代理人以外に支援金受領を委任する場合】

上記の書類で◎印がついているものは、福島県県民健康調査課ホームページから入手できます。

※診療情報個人票の取得を省略できる医療機関(令和7年1月20日時点)

- ・福島県立医科大学附属病院 ・福島労災病院
- ・星総合病院 ・会津中央病院



支給の決定

提出された書類を福島県で審査した上で交付の適否、交付額等を決定します。後日、申請者には交付決定通知書をお送りします。支援金をご指定の金融機関に振り込みます。

お問い合わせ先・提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎6階)

福島県県民健康調査課

甲状腺検査サポート事業

検索

電話：024-521-7958 窓口時間は8:30～17:00まで(土日・祝日除く)

E-mail: kenkoutyousa@pref.fukushima.lg.jp